

危険物新聞

大阪府危険物取扱主任者試験
乙種4類5月9日
現行法令最後の試験か

大阪府では昭和46年度第1回目の危険物取扱主任者試験を5月9日、近畿大学で実施する。

取扱主任者制度は近く改正される予定で、現行法令による大阪府の試験はこれが最後となり、次回は改正法に基き、10月頃実施の予定。

準備講習は4月19日から28日まで延6回行った。(講習、試験が急に決定したため講習の予告が本号できなかった)

- 試験日時 5月9日(日)
 - ▷午前10時~12時
 - ▷午後1時30分~3時30分
- 試験場 近畿大学
- 願書受付 大阪府職員会館
4月26日、27日
- 合格発表 5月15日

ヤマトの消火器をお備え下さい。

アフターサービスは完璧!
きっと皆様のお役にたちます。

ヤマト消火器

本社 大阪市東成区深江北1-7-11

第208号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
発行人 田宮 周策
大阪市西区西長堀北通1丁目
四つ橋ビル8階
TEL (531) 9717. 5910
定価 1部 20円

消防法改正、5月頃か 参議院先議で同院可決

消防法の改正はいよいよ5月頃の見通しが濃厚となってきた。

消防庁事務当局は改正案を国会に提案していたが、参議院先議で、まず参議院で審議され、3月24日同院で可決され、あとは衆議院待ちの形となり、5月中旬頃改正されるだろうという見通しである。

同改正案要綱は次頁のような内容で、消防審議会より答申されていたものとはほど遠いものである。

とくに別表の根本的な検討は、資料不足のためか第4類の一部改正に終るようで、濃硫酸をはじめとする第6類や、その他の類についても殆んど触られられないようで、いさか肩すかしのカッコウである。当局でももちろん審議会の答申を尊重し、引き続き改正への作業をすすめられたことだろうが、ナットクのいく危険物の規制実現が望まれる。

なお、秋には政省令の一部改正が行われるようで、その内容は①取扱主任者選任対象物の指定、②販売取扱所の制限量緩和、③移動タンクの構造基準改正がうわさされている。



消防法の一部を改正する法律案要綱

第1 防火管理に関する事項

消防長（消防署長）は、防火管理者が定められていないと認める場合又は共同防火管理に関し必要な事項が定められないないと認める場合には、防火管理者を定め、又は共同防火管理に関し必要な事項を定めるべきことを命ぜることができるものとすること。

第2 危険物に関する事項

1. 危険物施設の完成検査の特例

危険物施設の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該危険物施設のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分を使用することについて市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができるものとすること。

2. 危険物取扱者

- (1) 従来の危険物取扱主任者制度を改め、危険物取扱者試験に合格して危険物取扱者免状の交付を受けた者を危険物取扱者とし、これを甲種危険物取扱者、乙種危険物取扱者及び丙種危険物取扱者に区分すること。
- (2) 甲種危険物取扱者は、すべての種類の危険物の取扱作業及びその立会いをすることができるものとすること。
- (3) 乙種危険物取扱者は、指定された種類の危険物の取扱作業及びその立会いをすることができるものとすること。
- (4) 丙種危険物取扱者は、第4類の危険物のうち指定されたものの取扱作業をすることができるものとすること。
- (5) 危険物取扱者以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者の立会いがなければ危険物の取扱作業をすることができないものとすること。
- (6) 危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、自治省令で定めるところにより、都道府県知事（自治大臣が指定する市町村長その他の機関を含む。）が行なう講習を受けなければならないものとすること。
- (7) (1)から(4)までの改正に伴い、危険物取扱者試験及び危険物取扱者免状について所要の規定の整備を図ること。

3. 危険物の移送の監視

- (1) 移動タンク貯蔵所（タンク・ローリー）による危険物の移送は、当該危険物の取扱作業をすることができる危険物取扱者を乗車させてこれをしなければならないものとすること。
- (2) 移動タンク貯蔵所（タンク・ローリー）に乗車している危険物取扱者は、政令で定める基準を遵守し、かつ、移送の保安の確保について細心の注意を払うとともに、危険物取扱者免状を携帯しなければならないものとすること。
- (3) 消防吏員又は警察官は、危険物の移送に伴う火災の防止のため特に必要があると認める場合には、移動タンク貯蔵所（タンク・ローリー）を停止させ、危険物取扱者に対し、危険物取扱者免状の提示を求めることができるものとすること。この場合において、消防吏員及び警察官は、互いに密接な連絡をとるものとすること。

4. 別表の整備

第4類の危険物の品名及び数量について、次のとおり整備すること。

- (1) エーテル、二硫化炭素、コロジオン、アセトアルデヒドその他これらに類する引火性物品を特殊引火物とし、その指定数量を50リットルとすること。この場合において、引火性物品には、温度20度で固体で、20度をこえ40度に至るまでの間に液状となるものを含むものとすること（2及び3において同じ。）
- (2) アセトン、ガソリンその他これらに類する引火性物品を第1石油類とし、その指定数量を100リットルとすること。
- (3) 灯油、軽油、テレピン油、しょう脳油その他これらに類する引火性物品を第2石油類とし、その指定数量を500リットルとすること。
- (4) 重油、クレオソート油その他これらに類する引火性物品を第3石油類とし、その指定数量を2,000リットルとすること。
- (5) ギャー油、シリンダー油その他これらに類する引火性物品を第4石油類とし、その指定数量を3,000リットルとすること。

第3 救急業務に関する事項

救急業務を行なわなければならない市町村は、政令で指定するものとすること。

第4 その他

罰則その他所要の規定の整備を図ること。

危険物製造所等の消防設備基準 法改正までの 暫定資料、 消防庁予防課より発行

危険物製造所等における消防設備の基準については、危険物の規制に関する政令ならびに同規則に、消火の困難性にしたがい適応する消防設備、或いは設置すべき設備の種別等を定めているが、各設備の細部にわたる技術上の基準が示されていないことは衆知のとおりである。

したがって、従来消防機関ではやむなく損害保険料率算定期による設備基準、或いは消防法施行令、同施行規則による防火対象物における技術基準等を参考として指導されていたが、危険物特有の各種性質、或いは火災時における特異な燃焼形態にかんがみ、一般火災とは別の消防設備技術基準の法制化が強く要望されていた。

消防庁でもかねてこの点に留意し、関係政省令の改正準備をすすめていたが、とりあえず本年2月「危険物製造所等の消防設備資料（その1）」を発行、都道府県を通じ各市町消防本部に流した。

この資料は、本年中に発行予定の（その2）「製造所等の区分ごとの設置基準」とともに、近い将来、政省令改正時に法制化される性質のもので、大阪府、大阪市消防局をはじめ、各消防機関では今後危険物製造所等の消防設備の基準として運用指導される予定である。

ただ、本設置基準が法制化される際、細部において、一部さらに変更される場合も当然考えられるので、本資料に基づいて巾の広い運用を考えているとのことである。

参考までに同資料全文を本号より連載する。

消防設備（冷却設備を除く） の設置基準

1. 屋内消火栓設備

屋内消火栓設備は、次の(1)から(10)までに定めるところにより設けること。

(1) 屋内消火栓は、製造所等の建築物その他の工作物（屋外のものを除く。）の階ごとに、その階を包含できるよう半径25mの円の中心に設けること。ただし、この場

＜目 次＞

1. 屋内消火栓設備
2. 屋外消火栓設備
3. スプリンクラー設備
4. 水蒸気消火設備
5. 水噴霧消火設備
6. 泡消火設備
7. 二酸化炭素消火設備
8. ハロゲン化物消火薬剤消火設備
9. 粉末消火設備
10. その他
11. 第4種消火設備
12. 第5種消火設備

合において1の消火栓は必ず各階の室の出入口附近に設けること。

(2) 水源及び性能は、次のア及びイに定めるところによる。

ア、水源は、その水量が5個（各階の屋内消火栓の設置個数がいずれも5個未満である防護対象物（当該消防設備によって消火すべき対象物をいう。以下同じ。）にあっては、その設置個数が最も多い階における当該設置個数とする。）の屋内消火栓を同時に使用した場合にイに定める放水量で30分間有効に放水することができる量以上の量とすること。

（注）水源の有効水量は、貯水槽に貯水する場合は、貯水槽の貯水可能な最高水位から加圧送水装置の正常な吸水可能水位までの水位の差によって算出される量とし、海又は河川等の自然水利を使用するものにあっては、加圧送水装置の正常な吸水が可能な量であること。また、水源を屋内消火栓設備以外のものと共に用する場合の水量は、それぞれの当該消防設備の必要水量の合計量以上の量であること。

イ、性能は、アに定める屋内消火栓を同時に使用した場合に、それぞれの筒先において放水圧力が 3.5kg/cm^2 以上で、かつ、放水量が 260l/min 以上であること。

(3) 屋内消火栓のホース弁は、床面からの高さが0.8m以上、1.2m以下の位置に設けること。

(4) ホース弁及び放水用器具を格納する箱（以下、「屋内消火栓箱」という。）は、不燃性の材料で造られたもので、収納された消防用ホース、筒先及び屋内消火栓のホース弁を容易に操作することができるものであること。

- (5) 加圧送水装置は、点検が容易で、火災の際容易に接近でき、かつ、火災等による被害を受けるおそれがない箇所に設けること。この場合において、加圧送水装置の起動装置の操作部は、加圧送水装置の起動装置及び屋内消火栓の真近に設けること。
- (6) 電源は、次のアからエまでに定めるところによること。
 ア、電源は、専用回路とし、他の電気回路の開閉器によって遮断されないものとし、開閉器には、屋内消火栓設備用のものである旨を表示すること。
 イ、屋内消火栓設備には、非常電源を設けるものとし、次の(ア)から(イ)までに定めるところによること。
 (ア) 非常電源は、自家発電設備又は蓄電池設備とすること。
 (イ) 容量は、(2)のアに定める放水時間の1.5倍の時間以上屋内消火栓設備を有効に連続して作動させることができる容量以上であること。
 (ウ) 常用電源が停電したときは、自動的に常用電源から非常電源に切り替えられ、常用電源停電復旧時には、自動的に非常電源から常用電源に切り替えられること。ただし、自家発電設備にあっては、常用電源停電復旧時に自動的に非常電源から常用電源に切り替えられることを要しない。また、当該設備のうち、常時給電を必要としない回路に自家発電設備を用いるものにあっては、常用電源が停電している間のみ、自動的に常用電源回路から非常電源回路に切り替えられ、自家発電設備を必要により始動することにより、すみやかに所定の給電がなされるもので差し支えない。
- (注) 自家発電設備に代えて内燃機関を用いるものにあっては、常用電源が停電したとき、すみやかに当該内燃機関を作動することができるものであること。
- ウ、他の設備と共に用するものにあっては、他の設備の電気回路の開閉器によって遮断されないものとし、開閉器には、屋内消火栓設備のものである旨を表示すること。
- エ、配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、耐熱電線を用いて金属管工事又はこれと同等以上の耐熱効果のある方法で行なうこと。
- (7) 屋内消火栓の真近には、加圧送水装置の始動を明示する表示灯（以下、「始動表示灯」という。）を設けること。
- (8) 標示は、次のア及びイに定めるところによること。
 ア、屋内消火栓箱には、その表面に「消火栓」と表示すること。
 イ、屋内消火栓箱の上部に、赤色の灯火を設けること。
- (9) 屋内消火栓設備の主要な操作部分には、見易い箇所に

- その操作方法を簡明に記載した表示をすること。
- (10) 配管は、金属管等耐熱性を有するものであること。
2. 屋外消火栓設備
 屋外消火栓設備は、次の(1)から(6)までに定めるところにより設けること。
- (1) 屋外消火栓は、製造所等の建築物その他の工作物（1階及び2階の部分に限る。）を包含できるよう半径40mの円の中心に設けること。ただし、この場合においてその設置個数が1である場合は2とし、かつ、その位置は、防護対象物より水平距離で15m以上離れた位置であること。
- (2) 水源及び性能は、次のア及びイに定めるところによること。
 ア、水源は、その水量が4個（屋外消火栓の設置個数が4個未満である防護対象物にあっては、当該設置個数とする。）の屋外消火栓を同時に使用した場合に、イに定める放水量で30分間有効に放水することができる量以上の量とすること。
 (注) 水源の有効水量は、屋内消火栓設備の例による。
- イ、性能は、アに定める屋外消火栓を同時に使用した場合に、それぞれの筒先において放水圧力が 3.5kg/cm^2 以上で、かつ、放水量が 450l/min 以上であること。
- (3) 屋外消火栓のホース弁又はホース接続口は、地盤面からの高さが0.8m以下の位置に設けること。
- (4) 放水用器具を格納する箱（以下、「屋外消火栓箱」という。）は、不燃性の材料で造り、当該屋外消火栓からの歩行距離が5m以内で、屋外消火栓の操作が著しく阻害されるおそれのない箇所に設けること。
- (5) 加圧送水装置、始動表示灯、電源及び配管は、屋内消火栓設備の例による。
- (6) 標示は、次のア及びイに定めるところによること。
 ア、屋外消火栓箱には、その表面に「ホース格納箱」と表示すること。
 イ、屋外消火栓には、その真近の見やすい箇所に「消火栓」と表示した標識を設けること。
3. スプリンクラー設備
 スプリンクラー設備は、次の(1)から(4)までに定めるところにより設けること。
- (1) スプリンクラーヘッドは、スプリンクラーヘッド1個の防護面積を 8.5m^2 以下とし、かつ当該設備の配水管の間隔および配水管上のスプリンクラーヘッドの間隔が3.6m以下となるように設けること。ただし、この場合におけるスプリンクラーヘッドの配置は、千鳥形とすること。
- (2) 水源及び性能は、次のア及びイに定めるところによること。

ア、水源はその水量が閉鎖型のスプリンクラーヘッドを設けるものにあっては、30個（スプリンクラーヘッドの設置個数が30個未満である防護対象物にあっては、当該設置個数。）のスプリンクラーヘッドを同時に開放した場合に、イに定める放射量で、また、開放型のスプリンクラーヘッドを設けるものにあっては、当該防護対象物に設置されるすべてのスプリンクラーヘッドを同時に開放した場合に、イに定める放射量で、いずれも30分間有効に放射することができる量以上の量とすること。

（注）水源の有効水量は、屋内消火栓設備の例による。

イ、スプリンクラーヘッドの性能は、アに定めるスプリンクラーヘッドを同時に開放した場合に、それぞれのスプリンクラーヘッドにおいて、放射圧が 1kg/cm^2 以上で、かつ、放射量が $80l/min$ 以上であること。

（3）スプリンクラー設備には、各階又は放水制御区域ごとに、制御弁及び流水検知装置又は一齊開放弁を、次のアからエまでに定めるところにより設けること。

ア、制御弁は、火災の際安全であり、かつ、容易に接近できる場所に設けること。この場合、制御弁の操作部の位置は、床面からの高さが0.8m以上1.5m以下であること。

イ、制御弁には、その真近の見やすい箇所にスプリンクラー設備の制御弁である旨を表示した標識を設けること。

ウ、流水検知装置又は一齊開放弁は、制御弁の近くで、かつ、その下流側に設けること。

エ、流水検知装置は、閉鎖型スプリンクラーヘッドの設備に設けるものとし、一齊開放弁は、開放型スプリンクラーヘッドの設備に設けるものとする。

（4）加圧送水装置、電源及び配管は、屋内消火栓設備の例によること。

4. 水蒸気消火設備

水蒸気消火設備は、次の(1)から(3)までに定めるところにより設けること。

(1) 蒸気放出口は、タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱っている危険物の火災を有効に消火できるように設けること。

(2) 水蒸気発生装置の能力は、次のア及びイに定めるところによること。

ア、水蒸気発生量は、タンクの容積に応じ、当該防護容積 1m^3 につき、 3.5kg/h 以上とし、1時間以上連続して水蒸気を放射することができるものであること。

イ、水蒸気圧力は、常時 7kg/cm^2 以上に維持されること。

(3) 配管は、金属管等耐熱性を有するものであること。

5. 水噴霧消火設備

水噴霧消火設備は、次の(1)から(4)までに定めるところにより設けること。

(1) 水噴霧ヘッドは防護対象物の形状、構造並びに危険物の性質、数量及び取り扱いの方法に応じて水噴霧を放射することにより当該防護対象物の火災を有効に消火できるように設けること。

(2) 水源及び性能は、次のア及びイに定めるところによること。

ア、水源は、その水量が危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物にあっては、建築面積 150m^2 （建築面積 150m^2 未満である防護対象物にあっては、当該建築面積）、その他の防護対象物にあっては、当該防護面積に設置される水噴霧ヘッドを同時に開放した場合にイに定める放射量で30分間有効に放射することができる量以上の量とすること。

（注）水源の有効水量は、屋内消火栓設備の例による。

イ、水噴霧ヘッドの性能は、アに定める水噴霧ヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの水噴霧ヘッドにおいて、放射圧が 3.5kg/cm^2 以上で、かつ、放射量が防護対象物に応じた放射割合の水量で有効に消火できることである。

（3）水噴霧消火設備には、各階又は放水制御区域ごとに、制御弁、ストレーナ及び一齊開放弁を次のアからウまでに定めるところにより設けること。

ア、制御弁は、スプリンクラー設備の例による。

イ、制御弁には、その真近の見やすい箇所に水噴霧消火設備の制御弁である旨を表示した標識を設けること。

ウ、ストレーナ及び一齊開放弁は、制御弁の近くで、かつ、ストレーナ、一齊開放弁の順に、その下流側に設けること。

（注）ストレーナの網目の開き又は円孔の径は、当該設備に設けられる水噴霧ヘッドの最小通路の2分の1以下で、その開口面積の合計が、当該ストレーナが接続される管内断面積の4倍以上のものであること。

（4）加圧送水装置、電源及び配管は、屋内消火栓設備の例による。（次号へ続く）

消火設備の資料（その1）￥100（送 25）

購入御希望の方は、電話（531-5910）で在庫を確認の上、代金を御送付下さい。

大阪市危険物品協会

給油取扱所の事故防止について

大阪市消防局予防課危険物係

給油取扱所の事故防止について

大阪市においては、今年になって毎月給油取扱所の火災事故が発生しており、消防当局は、業界に対し一層、安全管理の徹底をはかるよう強く望んでいる。

事故例 その1

1月28日、浪速区において、ノンスペース型給油取扱所のポンプ室から出火し、同ポンプ室及びポンプ設備などを焼損したが幸い負傷者はなかった。

この事故の原因は、ポンプ設備のバルブ及び吐出管結合部から漏油があり、この蒸気がポンプ室と隣接する部屋にある制御盤の裏面から制御盤ボックス内に流入し、ポンプ駆動のために入れたスイッチの火花により出火したものと推定されており、安全区画に対する点検の励行が望まれる。

事故例 その2

2月7日、東住吉区において、給油取扱所の定休日にその給油取扱所の従業員が、リフト室で自分の単車を整備中、探暖のため持込んだ石油ストーブの火を、床面にこぼれていたガソリンが引火し、火災となったものである。

この従業員は、危険物取扱主任者の免状はないが、しかしながら、少くとも危険物を取り扱っている施設の従業員としての常識を疑いたくなる行為であり、また、同事業所の保安監督の立場にある者が、日頃どんな安全教育をしているのか、誠に寒心に堪えない。

事故例 その3

3月15日、北区において、改装中の給油取扱所の固定給油設備のエアセパレーターから漏洩していたガソリン蒸気が、仮縫いの下端のすきまより外部に流失し、たまたま仮

縫いの外で燃えてたい新聞紙の炎を引火し出火したものである。

改装中の事故防止については、昭和44年12月本紙で特集し、その対策を強く要望したところであるが、未だ同様の事故が発生していることは甚だ残念である。

事故の原因が、無知、無関心、無理にあることは本紙でもしばしば指摘し、注意を喚起しているところである。給油取扱所の火災事故が危険物製造所等の中で最も多いのは、取り扱っている危険物の特殊性によることも事実であるが、事故の90%までが人為的なものである。

ちなみに、昭和40年から44年までの給油取扱所の火災事故を他の製造所等と比較してみると、次の表のとおりとなる。

危険物施設の火災発生状況(全国)

製造所等 年別	総 計 (A)	製造所 (B)	貯蔵所 (C)	取扱所 (D)	給油取扱所 (E) (再挙)	E/A × 100	E/D × 100
昭和40年	131	28	25	78	47	36	60
41	122	20	23	79	51	42	64
42	143	28	24	91	47	33	51
43	148	38	17	93	42	21	45
44	178	42	29	116	59	33	50
計	731	156	118	457	246	33	54

(消防庁調べ)

この表でも判るとおり、給油取扱所の火災事故は、危険物施設の火災件数の約33%を、占めており、取扱所の火災件数の約54%にも達する。現状であって、危険物施設の中で最も保安管理が悪いことになる。

また、給油取扱所の246件の火災事故を分析してみると。

- 自動車が固定給油設備を押し倒したこと等により出火したもの………45件

消防ポンプから家庭用消火器まで!

消防機器の総合メーカー

梯子消防車

消防ポンプ車

保険付消火器

クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33

TEL (751) 1351

営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡

富山・北海道



2. 専用地下タンクに危険物を注入中、または、抜取り中に出火したもの………30件
 3. 事務所のストーブ、コンロ等の火気物から出火したもの………21件
 4. 自動車に給油中、燃料タンクから危険物が溢流し出火したもの 25件
 5. 簡易タンクなどにドラム缶から注油中、漏洩し出火したもの………17件
 6. 固定給油設備、コンプレッサー等の機器の過熱または、スパークにより出火したもの 21件
 7. 危険物を使用して設備など清掃中に出火したもの………14件
 8. 危険物を取り扱っている附近でタバコに火をつけたため出火したもの………11件
 1. その他の事由により出火したもの………62件
- となっている。その他の62件の中には設備そのものに不備

欠陥があり、これが火災事故につながったものもあるが、前回、1～8までに掲げたものは、いずれも安全管理の不徹底によるものである。

事業場の保安管理の実効は、法令の強化のみでは達成できるものではなく、むしろ法令で定める保安規定は指針のようなものであり、これを基礎としてその事業所にマッチした保安管理体制を確立することが肝要である。

合成ゴムやナイロンを発明し、世界で最大といわれるデュポン化学工業KKも、最初から世界一の会社ではなかった。今日を築きあげた原因について、当社の社長は、安全管理を第一に掲げている。即ち、いかに効率よく利潤が追求できても、たった一度の事故で、年間の利益はおろか、会社の存続さえ危くすることがある。

このように、事故の裏面に存在する危険性を充分認識され、事故の未然防止に努めていただきたいのである。

最近の通達

配管による重油の供給施設について (北海道)

〔質問〕 配管による灯油の供給施設については、昭和44年11月26日付け消防予第269号予防課長通達に基づき設置指導を行なっているところですが、このたび、階層住宅等において、灯油を重油に変えて設置する下記施設について照会がありましたので、標記重油による供給施設の設置の可否について、ご教示をお願いします。

記

1. 設置場所
耐火構造の建築物（ホテル）である。
2. 施設設置の方法

灯油の配管供給施設（昭和44年11月26日消防予第269号消防予防課長通達運用基準による）と同じく、屋上にサービスタンク（500ℓ未満）を設け、2～6階の各階に給湯用ボイラーを、地階に暖房用ボイラーを設置する。なお、主タンクは地下に設置する。

3. 供給する重油の種類
A重油

〔回答〕 (消防予第183号 昭和45.9.11)

設問の施設が、昭和44年11月26日付消防予第269号消防予防課長通達「配管による灯油の供給施設に関する運用基準」に適合するものである場合は、その設置を認めてさしつかえない。

配管による燈油の供給施設に関する 疑義について（東京消防庁）

〔質問〕 このことについては、昭和44年11月26日消防予第269号により運用基準が示されておりますが、当該運用基準に関し下記の点について疑義を生じましたのでご教示願いたい。

記

1. 運用基準第1に「階層住宅等の燃料供給施設」とあるが、ここでいう「階層住宅等」とはどのような対象をさすのか具体的に示されたい。
2. 3階以上が共同住宅、1、2階が商店となっている対象物において、共同住宅部分には運用基準による燃料供給施設を設けさらに当該燃料供給施設の主タンクから別箇の配管によって地下1階部分に設けられたボイラーに給油する（主タンクとボイラー間にサービスタンクを設ける）場合は、どのように規制したらよいか。

当該ボイラーの消費量が指定数量以上となる場合および指定数量未満となる場合のそれぞれについて示されたい。

〔回答〕 (消防予第159号 昭和45.5.4)

1. 「共同住宅又は学校」は、例示であって、貸事務所、店舗併用共同住宅等も含まれる。
2. 設問の場合、ボイラー設備における危険物の取扱最大量が指定数量以上であるときは、当該ボイラー設備を1の一般取扱所として規制し、ボイラー設備における危険物の取扱最大量が指定数量未満であるときは、当該ボイラー設備のサービスタンク及びこれに至る配管は共同住宅部分の灯油供給施設に含めて、「配管による灯油の供給施設に関する運用基準」に基づく一般取扱所として規制する。

大阪府46年度の危険物試験

次は10月以降か

大阪府では最近、年間を通じ4回の危険物取扱主任者試験を実施してきたが、49年度は消防法改正が予定されているので、7、8月期の試験はとりやめ、次回は10月、11月頃になる見込みで、この線でゆくと本年度は3回になると予想される。いきおい甲種、乙種全額も秋以降の予定である。

危険物災害事例集

大阪市協会で編集すすむ

大阪市危険物品協会では、大阪市消防局予防課の協力を得、災害対策委員会を設け、最近の危険物災害の事例集の編集をすすめているが、夏頃には発刊の見通しである。同協会では引き続、法改正をまって、第4類品名一覧表の整備、発刊の計画をもっている。

忠岡町火災予防協会設立さる

日時 昭和46年3月8日 午後1時より

場所 忠岡町公民会館

会長 藤野一義氏

泉南市火災予防協会創立

4月2日午前10時より創立総会開催。終了後祝盃万才三唱で終了。

場所 泉南市信達公民会館

会長 聖天紡績KK社長 西浦春蔵氏

大阪市消防局人事異動 大阪市消防局では4月1日次の人事異動を発令した。

▷任司令長、東淀川副署長 花畠種一（指導課）▷北副署長 国貞拳吾（東淀川）▷任司令、東淀川司令 鈴木幸也（西成）▷監察係長 大西輝和（消防学校）▷学校校務係長 十河将博（学校）▷学校教務係長 林田肇（東淀川）▷指導係長 大倉久雄（警備課）▷都島副署長 奥貞学雄（福島）▷福島副署長 久保義登（旭）▷旭副署長 中林久治（人事課）

標識板等斡旋価格改定について

諸経費の高騰により46年4月1日より、次とおり斡旋価格を改訂させていただきますので御了承下さい。（ ）内は大阪市会員価格。

「危険物製造所」	鉄板、メラミン塗装
→給油取扱所	¥ 500 (¥ 450)
「屋内貯蔵所」	F. R. P.
等	¥ 550 (¥ 500)
「類別品名」	鉄板、メラミン塗装
「火気厳禁」	¥ 500 (¥ 450)
「禁煙」	F. R. P.
「禁水」	¥ 550 (¥ 500)
「火気注意」	
運搬用「危」	発光文字 ¥ 700
運搬用「旗」	木綿製 ¥ 100
申請用紙	1枚 ¥ 5 100枚 1冊 ¥ 400

大阪市危険物品協会

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置
泡・ガス・エアーホーム消火装置 } YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括
齊田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル（株）
ヤマト消火器（株）

代理店

株式会社
三和商會
TEL 06 (443) 2456